

議案第80号

香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、別紙のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合理約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

第2条中「財産区」を「広域連合」に改める。

別表第1中「西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区」を削る。

別表第2の8の項の左欄中「職員」を「職員（右欄に掲げる市町にある財産区の議会の議員その他非常勤の職員を含む。）」に改め、同表の同項の右欄中「西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区」を削る。

別表第3の5の項の右欄中「辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区」を削り、同表の6の項の右欄中「土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区」を削り、同表の7の項の右欄中「西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区」を削り、同表の8の項の右欄中「三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区」を削り、同表の11の項の右欄中「粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区」を削り、同表の12の項の右欄中「琴平町五条財産区」を削り、同表の14の項の右欄中「美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区」を削る。

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行する。

議案第 81 号

さぬき市 J R 志度駅南駐車場の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市 J R 志度駅南駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市 J R 志度駅南駐車場

- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社ヨコイ
所在地 香川県高松市一宮町 1 5 0 8 番地 3

- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第82号

さぬき市カメラア温泉福祉センター外1施設の指定管理者
の指定について

次のとおりさぬき市カメラア温泉福祉センター外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市カメラア温泉福祉センター
さぬき市活性化施設

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社門入カメラア
所在地 香川県さぬき市寒川町石田東甲2988番地1

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 83 号

道の駅みろくの指定管理者の指定について

次のとおり道の駅みろくの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
道の駅みろく
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社 Day One
所在地 香川県高松市高松町 21 番地 4
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第84号

さぬき市平賀源内記念館の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市平賀源内記念館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市平賀源内記念館
- 2 指定管理者となる団体
名 称 公益財団法人平賀源内先生顕彰会
所在地 香川県さぬき市志度587番地1
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 85 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 8 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 取得する財産 公民館備品一式
- 2 取得の目的 志度公民館整備に伴う公民館備品の購入
- 3 取得価格 一金 23,925,000 円
うち消費税及び地方消費税額 2,175,000 円
- 4 契約の相手方 香川県さぬき市志度 1904 番地 16
株式会社ミツワ
代表取締役 山 畑 和 照
- 5 契約の方法 指名競争入札

議案第86号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 取得する財産 公民館備品一式
- 2 取得の目的 長尾公民館整備に伴う公民館備品の購入
- 3 取得価格 一金27,291,000円
うち消費税及び地方消費税額2,481,000円
- 4 契約の相手方 香川県さぬき市志度1904番地16
株式会社ミツワ
代表取締役 山畑和照
- 5 契約の方法 指名競争入札